

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年10月17日認可した。

平成19年11月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市屋島東町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下鴨池1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）継信池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）仲間池地区
高松市糠山池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道事業）矢野地区